

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

マレーシアにおいて、貿易を所轄する官庁は国際通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry, MITI) と、税関局 (Royal Malaysian Customs Department) である。輸出入の管理は 1967 年の関税法 (Customs Act 1967) に基づいて行われており、具体的な制限品目は政令によって規定されている。

(1) 輸入規制

2013 年 11 月時点での輸入規制は、2013 年 3 月に発効した「2012 年関税 (輸入禁止) 令 [Customs (Prohibition of Imports) Order 2012] (以下、輸入禁止令) 」によって行われている。

輸入規制は大きく 4 つの分類によって行われており、

完全な輸入禁止品目

輸入ライセンスが必要な品目

特定の方式でのみ輸入可能な品目

基準の充足を条件に、特定の方式でのみ輸入可能な品目

の各物品群が規定されている。

～ においては、国内全土に適用されるリスト、指定された自由地域 (free zone) 等を規制の対象外とするリストなどのサブカテゴリーが示されている。また、各種ライセンスの所轄官庁や所定の方式も明記されている。

それぞれの物品には、規制対象となる輸入元国が明記されている。大多数の規制は全世界からの輸入を対象に一律に行われているものの、インドネシアからの丸太・角材の輸入禁止、イスラエルからの全輸入に関わるライセンス規定など、一部の国のみを対象にした規制も存在している。

輸入禁止令の英文は官報上で公開されており、2013 年にも 8 月と 11 月の 2 度にわたり一部改正が発表された。実際のビジネスにあたり最新の輸入規制を確認する場合、政府官報ウェブサイト (<http://www.federalgazette.agc.gov.my/>) にて関税法 (Customs Act) 関連法令を参照することが望ましい。

図表 16-1 マレーシアの輸入規制物品例

完全な輸入禁止品目 (First Schedule)	
	マレーシアの利益、平和、公安を害する可能性が高いと考えられる物品・標章 わいせつ物
	コーランの銘がある布
	特定の有毒化学物質、有毒鉱物
	丸太、角材 (インドネシアからのもの) など
輸入ライセンスが必要な品目 (Second Schedule)	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	自動車 [国際通商産業省]
	各種クレーン [国際通商産業省]
	特定の化学物質 [保健省調剤サービス局、環境庁など]
	製薬機械 [保健省調剤サービス局] など
パート2	特定の自由地域を除いて適用される規制
	イスラエルからの全物品 [国際通商産業省]
	砂糖 [国際通商産業省]
	レーダー、パラボラアンテナ等通信機器 [SIRIM Berhad]
	葉タバコ [国立ケナフ&タバコ理事会] など
パート3	ラブアン、ランカウィ、ティオマン及び特定の自由地域を除いて適用される規制
	小麦粉 [国際通商産業省]
	鉄鋼半製品 [国際通商産業省] など
特定の方式でのみ輸入可能な品目 (Third Schedule)	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	動植物、羊毛、皮革等
	乳製品、その他各種食品
	丸太、角材 (インドネシアからのものを除く)
	銃器、刀剣類 など
パート2	自由商業地域を除いて適用される規制
	タバコ
	酒類 など
パート3	絶滅危惧種国際貿易法に基づき、トランジット中の貨物も含めて適用される規制
	同法に定められた動植物関連物品
基準の充足を条件に、特定の方式でのみ輸入可能な品目 (Fourth Schedule)	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	セメント
	陶磁器 など
パート2	自由商業地域を除いて適用される規制
	鉄鋼製品、アルミニウム製品
	電化製品
	生花、野菜、果物 など

(注) 輸入ライセンスが必要な品目名に続くカッコ[]内は、ライセンスを所轄する官庁/団体 (出所) 2012 年関税 (輸入禁止) 令より作成

(2) 輸出規制

輸出の規制も同様に、「2012 年関税（輸出禁止）令[Customs (Prohibition of Exports) Order 2012]（以下、輸出禁止令）」によって行われている。

輸出規制は大きく 3 つの分類によって行われており、

完全な輸出禁止品目

輸出ライセンスが必要な品目

特定方法でのみ輸出が可能な品目

の各物品群が指定されている。

～ においては、各種ライセンスの所轄官庁や所定の方式も明記されている。

それぞれの物品には、規制対象となる輸出先国が明記されている。大多数の規制は全世界を対象に一律に行われているが、イスラエルへの輸出にあたっては全ての物品においてライセンス取得が求められる。

輸出禁止令も、同様に英文で公開されている。輸入禁止令同様、2013 年 11 月時点でも既に 2 度の一部改正が発表されている（同年 6 月、7 月）。最新の輸出規制物品の詳細については、政府官報ウェブサイト（<http://www.federalgazette.agc.gov.my/>）を参照。

図表 16-2 マレーシアの輸出規制物品例

完全な輸出禁止品目（First Schedule）	
	特定の有毒化学物質、有毒鉱物
	自然砂（シリカ砂等を除く）
輸出ライセンスが必要な品目（Second Schedule）	
	ゴムの穂木、種など [プランテーション産業・商品省]
	油やしの実、種など [プランテーション産業・商品省]
	パーム油 [マレーシアパーム油理事会]
	各種木材、木工品 [マレーシア木材産業理事会]
	鉱物 [天然資源・環境省]
	軍装品 [国防省]
	イスラエル向けの全物品 [国際通商産業省] など
特定の方式でのみ輸出可能な品目（Third Schedule）	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	動植物、羊毛、皮革等
	乳製品、その他各種食品
	各種特定廃棄物
	軽油 など
パート2	絶滅危惧種国際貿易法に基づき、トランジット中の貨物も含めて適用される規制
	同法に定められた動植物関連物品

（注）輸出ライセンスが必要な品目名に続くカッコ内[]は、ライセンスを所轄する官庁/団体（出所）2012 年関税（輸出禁止）令より作成

2. 関税制度

マレーシアでは輸出入に関する WTO 上の最恵国税率が定められている。しかし、既に日マレーシア経済連携協定（JMEPA）、日 ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）が発効していることから、日本との貿易にあたっては、これらの税率が適用される。また、ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）も発効しているため、ASEAN 加盟国の原産地証明がある物品に関しても特惠税率の適用が可能である。

品目分類は国際統一商品分類（HS）が採用されており、課税は原則的に取引価格に基づく基準で行われる。マレーシアにおける関税の所轄官庁は税関局であるが、問い合わせに際してはマレーシア貿易開発公社（MATRADE）、マレーシア投資開発庁（MIDA）に相談することも選択肢として考えられる。

税関局ウェブサイトのシステム（<http://tariff.customs.gov.my/>）では、物品の HS コードを入力することで、関税率、輸出入許可の要否、申請先の所轄官庁（あれば）を確認することが出来る。物品名での検索も可能で、また日マレーシア EPA（MJPEA）に基づく関税率についても検索が可能である。

3. 通関手続

全ての輸出入製品は、輸出入税の対象になるかどうかを問わず、所定フォームにて申告する必要がある。輸入品には輸入申告書（税関フォーム K1）、輸出品は輸出申告書（税関フォーム K2）を用いる。税関フォームには、輸入者コード、包装・箱の詳細、価格、重量、数量、製品の種類、原産地に関する情報を記入の上、製品が輸出または輸入される場所の税関へ提出する（以上、JETRO「マレーシアビジネスガイド」）。

マレーシアへの通関に際して日マレーシア、または日 ASEAN の EPA に基づく優遇税率適用を求める場合には、原産地証明書の取得が必要になる。発給は日本商工会議所が行っているため、輸入国となるマレーシア側での HS コードを確認した上で発給申請を行うことになる。

図表 16-3 輸出入通関手続に必要な書類

	輸入	輸出
輸出入申告書（税関フォーム）	（ K1 ）	（ K2 ）
輸出業者のインボイス（輸入時は供給業者のものも可）		
梱包・重量明細書		
航空貨物輸送状（空輸の場合）		
輸出入ライセンス（必要な場合）	（ JK69 ）	
原産地証明書（必要な場合）		
外国為替管理フォーム		
貨物引受証		

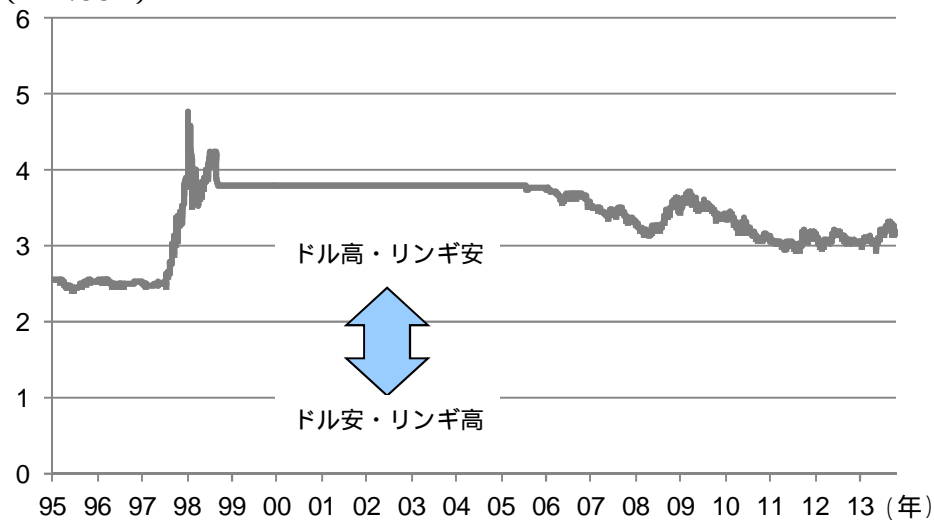
（出所）JETRO、マレーシア日本人商工会議所等の資料より作成

4. 為替相場

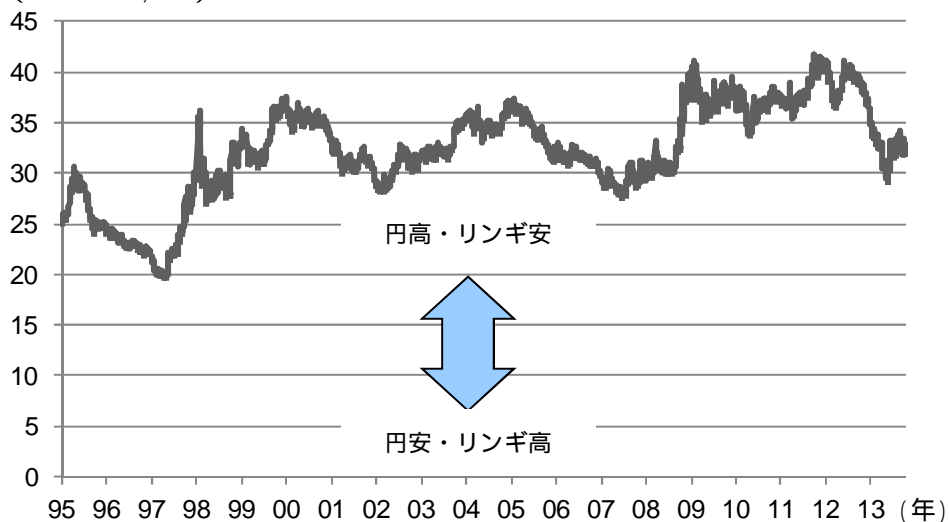
マレーシアリングは複数通貨バスケット方式による変動相場制を取っている。為替管理は財務省によってマレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）に委任されている。アジア通貨危機を受けて1998年9月より1ドル=3.8リングの固定相場制が採用されていたが、経済の安定によってリング高圧力が発生し、2005年7月より変動相場制へと移行した。

図表 16-4 外国為替レートの推移

(MYR/USD)



(MYR/JPY1,000)



(出所) Bloomberg より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

マレーシアリングは国外での取引が規制され、中央銀行の管理下にある通貨である。近年は取引自由化に向けた動きが見られるものの、2013年の段階ではマレーシアの認可銀行外での取引が難しいため、必然的に海外とのやり取りは外貨建て決済が中心となる。

居住者は、承認オンショア銀行、承認イスラム国際銀行及び海外の銀行に自由に外貨口座を開設することができる。また、非居住者による外貨口座保有に対する制限はない。

マレーシアはイスラエルの通貨、シェケルを制限通貨に指定している。そのため、本項での「外貨」はイスラエルシェケルを除いたものとする。

(1) 貿易取引

マレーシア国外からの輸入に対して代金を支払う場合には、基本的に外貨で支払う必要がある。相手がマレーシア国内の認可銀行に外部口座（External Account）を有している場合、その口座に対してのみリングでの振込決済が認められる。

マレーシア国内からの輸出に対する代金は、輸出日から6ヵ月以内に国内認可銀行の口座に全額受領されなければならない。基本的には外国通貨での受領となり、リングでの受領を行うためにはマレーシア国内の認可銀行またはその海外支店に有する外部口座を通じて行われる必要がある。輸入によって受領した外貨口座内の外貨をマレーシア国内の取引企業（調達先、保険会社など）への支払に用いることは、両者の合意に基づく限り認められている。年間総輸出額が5,000万リングを超える場合には、輸出関連取引に関する報告書を四半期ごとに提出する必要がある。

(2) 貿易外取引

2013年の金融商品取引法によれば、中央銀行から事前に書面による承認を得ている場合を除き、認可された損害保険業者以外と保険契約を結ぶことは禁止されている。このため、在外金融機関から保険サービスを受けることは難しい。但し、ASEAN加盟国で認可を得ている損害保険業者については、マレーシアでサービスを提供することが認められるようになっている。

(3) 資本取引

マレーシアから国外への海外投資を検討する場合、国内でリング建てでの信用供与を受けていない場合は自由にリングを外貨に換えて投資を行うことが可能である。リング建て信用供与を受けている会社の場合は、換金による海外投資額の上限が年間5,000万リングまでと設定されている。リング建て信用供与の有無は、会社グループ単位を基準とする。

(4) 対外送金

マレーシア国内の現地法人は、資本、収益、配当、利息、報酬、賃貸料を本国に自由に送金することが認められている。これらの外国送金は外貨で行われる必要がある。Economist Intelligence Unit によれば、ロイヤルティや技術支援料の海外送金においても、当該契約が事前に必要な公的承認を受けている限り、実務上の問題などは発生していないようである。

ひとくちメモ (19) : マレーシア国内での Money Changer の両替為替レート

マレーシアで流通する現金通貨はリングである。このため、同国に出張や旅行する際には、日本円から両替する必要がある。日本を出発する空港でも円からリングに交換できるケースもあるが、両替の為替レートを考慮すれば、マレーシアの空港に到着した際に両替する方が有利である。また、滞在中にリングの手持ちが少なくなっても、クアラルンプールやジョホール・バルのような都市では両替所 (Money Changer) が多く、不便はない。ホテルでも日本円からリングへの交換が可能なおところが多い。

とはいえ、為替レートは Money Changer でも差があるようだ。例えば、2013 年 9 月 7 日の某ホテルのレートは 1,000 円あたり 31.75 リングの交換レートであったが、クアラルンプール市内 (ブキット・ビンタン [Bukit Bintang] 駅周辺) の Money Changer を数件巡ってみただけで、

32.00 (Capital Generation Sdn Bhd)
32.70 (AQMAR INTERCHANGE (M) SDN. BHD.)
33.00 (KL REMIT EXCHANGE SDN. BHD.)

と、両替の為替レートは異なるようである。

ちなみに、訪問した時に最もにぎわっていた Money Changer は、円・リングのレートが最も良い両替所ではなかった。どうやら、集客力はレートの良さも重要だが、他が扱っていないような通貨でも対応しているかどうかがかぎとなっているようである。

ひとくちメモ (20) : 送金手数料がブレる???

日本からマレーシアへの送金は、各銀行が設けるカットオフタイム (例、午前 11 時 30 分) に間に合えば同日中に可能である。留意点としては、日本 (マレーシア未進出の邦銀) から邦銀 (マレーシア進出済) を通じて他行 (地場) 宛てに送金する場合、FIX 送金をしているのに手数料が当初確認していた料率と異なるケースもあり、送金額がぶれるために顧客との間で問題となることもあるようだ。

このようなケースが取られる例としては、現地の合弁相手先の株式を日本の親会社がい取り取るケース等がある。また、邦銀の拠点がないマレーシアの地方部で、地場銀行と取引をする場合も、これに該当する。